香取市放課後児童クラブ・山田児童館運営業務委託プロポーザル実施要領

1　概要

（1）業務の名称

香取市放課後児童クラブ・山田児童館運営業務委託

（2）目的

香取市では、保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校１年生から６年生までの児童を対象に、児童の健全な育成と安全を確保するため、放課後児童クラブを開設している。

山田児童館は、児童に健全な遊びを与え、健康を増進するとともに情操を豊かにし、遊びを通して長期的、継続的に心身の発達を促すことを目的としている。また、山田児童館内にある地域子育て支援センター「にこにこ」では、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所とし、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を実施している。

近年、これらの施設では、子育て支援の充実が求められているため、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、子育てに悩み等のある保護者の交流の場として、より良い保育環境の整備とサービスの質を向上させていくことを目的に運営業務を担う事業者を募集する。

募集にあたっては、豊富な知識やノウハウ・経験等を活かし、児童や保護者の視点に立った良質なサービスが提供できる事業者を、プロポーザル方式により選定する。

ついては、香取市放課後児童クラブ・山田児童館運営業務委託プロポーザル実施要領を次のとおり定める。

（3）業務内容

別添「香取市放課後児童クラブ・山田児童館運営業務委託仕様書（案）」（以下、「仕様書（案）」という。）に記載のとおり

（4）履行期間

令和８年４月１日から令和11年３月31日まで

契約締結日の翌日から令和８年３月31日までの期間を準備期間とし、受注者は、備品・施設等の確認、職員の確保や指揮命令系統の確立等、発注者から業務引き継ぎ等を受けるものとする。なお、当該準備期間に関する経費は、受注者が負担することとする。

（5）業務委託の規模

本業務の委託料は、671,916千円以内とする。

（6）業務委託料の支払いについて

各年度の委託料は、委託料の総額を均等に分割したものを上限金額とし、端数が生じた場合は、最終年度で調整することとする。また、委託料の支払いは月ごとに支払うものとし、１月あたりの委託料は各年度の委託料に12分の１を乗じて得た額を受注者からの請

求により支払うものとする。なお、分割した際に端数が生じた場合は、各年度の最終月で調整することとする。

（7）留意事項

本業務委託に係る予算額に減額が生じた場合には、仕様書に示された事業規模が縮小される場合がある。その際、受注者の損害発生に対して、発注者は一切責任を負わない。

2　応募資格

本業務の企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

（1）平成30年度以降に児童福祉事業の運営実績を有するもの。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定のほか、次の各号に該当しないこと。

①　手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者又は本業務の公告日前６か月以内に手形又は小切手を不渡りした者。

②　会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。

③　民事再生法（平成11年法律第225号）適用申請者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

④　同一人が代表者で、重複して参加表明している者。

（3）本業務の公告日において、香取市入札参加資格者名簿〔資格区分：委託〕登載者で、香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成18年香取市告示第113号）に基づく指名停止措置又は香取市契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年香取市告示第149号）に基づく入札参加除外措置を公告日から受注予定者を特定するまでの間、受けていない者であること。

（4）経営状況及び経営規模において本業務の履行に支障がない単体企業又は法人であること。

（5）仕様書で定める業務委託について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び発注者の指示に柔軟に対応できること。

（6）仕様書で定める要件を満たした統括責任者を配置できること。

3　応募手続

本プロポーザルに参加する意向がある場合、以下の参加表明書及び応募必要書類を提出期限までに提出すること。

（1）提出書類

①　【様式２】応募申込書

②　【様式３・４】法人概要書・役員名簿

③　【様式５～９】提案書

④　【様式10】見積書

⑤　直近３年間の決算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）

⑥　統括責任者の経歴書（任意様式）

⑦　統括責任者の放課後児童支援員認定資格研修修了証(写）および防火管理者

資格講習修了証(写)
※各資格取得見込みの場合は不要。

（２）提出期限

提出書類は、令和７年９月12日(金)午後５時必着とする。

（３）提出先

香取市役所福祉健康部子育て支援課保育班

（４）提出部数

８部（正本１部、副本７部）ただし、①については正本１部とする。
また、ＣＤ－ Ｒその他の媒体により電子データを併せて提出するものとする。

（５）提出方法

事務局あて予め電話連絡のうえ持参（土・日曜日及び祝日を除く日の午前８時30分から午後５時までとする。）あるいは郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）によること。

４　質問書の提出及び回答

今回の公募及び事業実施に係る質問については、以下のとおり受け付ける。

（１）提出書類　【様式１】質問書

（２）提出期限　令和７年８月20日(水) 午後５時

（３）提出方法　電子メール

メールの件名は「香取市実施要領質問書提出(社名)」とし、 メールの送信後すみやかにメール到着の有無を、電話で子育て支援課(電話番号0478-79-6158) に確認すること。

（４）提出先　香取市福祉健康部子育て支援課保育班

（メールアドレス）　jido@city.katori.lg.jp

（５）回答方法　令和７年８月27日(水) までに香取市ホームページに掲載する。

５　受注予定者の選定

（１）選定方法

香取市放課後児童クラブ・山田児童館運営事業者選定委員会設置要綱に基づきヒアリング審査を行い評価する。なお、応募者によるプレゼンテーションは行わない。

（２）ヒアリング実施方法

① ヒアリングの実施日は、令和７年９月25日(木)を予定している。時刻及び会場は、応募書類提出期限後に発注者から応募者へ通知する。

② 提出した提案書以外の追加資料の配付及び追加資料（動画等含む）の大型モニターへの表示等は認めない。

③ ヒアリングにあたっては、本業務の主担当者の出席を必須とする。

④ ヒアリングはパソコンを用いることを可とし、その場合はノートパソコン、データ及びHDMIケーブル等を持参すること。パソコンの画面を表示するための大型モニター(86型・HDMI接続) は発注者が用意する。

⑤ ヒアリングは１社ずつの呼び込み方式とし、１社あたり40分程度とする。

（３）審査基準

審査基準は、別添「香取市放課後児童クラブ・山田児童館運営業務委託プロポーザル審査基準」に定める。

（４）選定結果の通知

① 選定の結果は、応募者のすべてに文書をもって、それぞれ通知する。また、業務委託受注予定者のみ、香取市ホームページに掲載する。

② プロポーザル審査の過程については公表しない。また、審査及び特定結果に係る電話等による問い合わせには応じないものとする。

③ 応募者は、審査・特定結果に対する異議を申し立てることはできない。

（５）契約協議について

選定結果の通知後、第１位の提案を行った事業者と契約条件等について協議を行う。なお、協議が整わない場合は、次点者と協議を進める。

（６）公募スケジュール

項目	期間等
実施要領配布期間	令和７年８月６日(水)～令和７年９月８日(月)
質問書受付期間	令和７年８月６日(水)～令和７年８月20日(水)
質問書回答期限	令和７年８月27日(水)
応募書類受付期間	令和７年８月28日(木)～令和７年９月12日(金)
ヒアリング審査日	令和７年９月25日(木)
選定結果の通知	令和７年10月中旬

※スケジュールは都合により、変更する場合がある。

６　問い合わせ及び各書類提出先

〒287-8501

千葉県香取市佐原ロ2127番地（香取市役所１階）

香取市役所福祉健康部子育て支援課

電話　　0478-79-6158

ＦＡＸ　0478-79-6160

メール　jido@city.katori.lg.jp

※窓口開所時間は平日午前８時30分から午後５時15分

７　その他

（１）企画提案書の作成、提出、その一切を提案者の負担とする。

（２）応募者より提出された書類は返却しない。なお、受注予定者の書類は、香取市情報公開条例（平成18年条例第15号）の規定に基づき開示することがある。

（３）参加表明書及び企画提案書の提出後、応募の辞退を行う場合は、辞退届【様式

11】にて書面により申し出ることとし、応募辞退後は、いかなる理由があっても再応募は認めない。

（４）次に掲げる事項のいずれかに該当するときは失格とする。

① 応募者が契約締結までの間に応募資格を有しなくなった場合

② 虚偽の内容を記載した場合

③ 複数の参加表明書及び企画提案書を提出した者

④ その他、審査会が不適当と認める場合

（５）提出された書類の受領後の差替えは認めない。ただし、発注者が必要と認めた場合には、書類の追加提出を求める場合がある。

（６）提出書類の取扱い

ア 提出書類は、返却しない。

イ 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲で複製することがある。

ウ 提出書類及びその複製は、優先交渉権者の選定以外の用途で使用しない。

エ 提出された提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。